

第41回 圧力容器規格委員会

1. 日時：2025年5月21日（水）10:00～11:00
2. 場所：高圧ガス保安協会 第4会議室（Web会議併用）
3. 議題（公開）：
 - (1) 審議事項
技術基準整備3ヵ年計画（2025年度～2027年度計画）（案）について
 - (2) 報告事項
超高圧ガス設備に関する基準KHKS 0220の見直しについて
 - (3) その他

なお、以下の点にご留意下さい。

オブザーバーとしての出席をご希望される方は、氏名、会社名又は職業及び連絡先（電話番号及びFAX番号）を必ず明記のうえ、5月19日（月）までに下記連絡先まで、FAX又はe-mail（標題に「委員会傍聴希望」とご記入下さい。）にてご登録ください。（個人情報 は当委員会の運営（事務連絡等）のため必要な範囲において使用いたします。）

登録は先着順で受け付けさせていただき、会場の収容人数を超過した場合には、お断りさせていただく場合もありますので、あらかじめご了承ください。（収容人数を超過した場合にはご連絡いたします。）

また、標記委員会に出席する全ての方（オブザーバーを含む。）には、委員等倫理心得（次頁参照）の遵守を求めます。オブザーバーとして出席をご希望される方は、この点ご留意いただきますようお願いいたします。

連絡先： 特別民間法人高圧ガス保安協会 機器検査事業部門
検査業務グループ 技術審査チーム 三宅
TEL: 03-3436-6104
FAX: 03-3436-0688
e-mail : insp@khk.or.jp

委 員 等 倫 理 心 得

委員等は、以下の事項を遵守しなくてはならない。

（専門性の保持）

第1条 委員等は、自己の専門的知識と技術的良心に基づいて技術基準の作成に貢献すると共に、専門分野の技術力向上に絶えず努めなければならない。

（中立性の確保）

第2条 委員等は、公共の安全の確保を最優先に考えなければならない。

2 委員等は、専門家として中立的立場で行動し、関係者の利害関係の相反の回避に努めなければならない。

（秘密保持義務等）

第3条 委員等又は委員等にあった者は、技術基準の作成に関して知得した秘密を漏らしたり盗用したりしてはならない。また、それらの秘密を個人的な目的のために使用してはならない。

2 委員等は、各々の委員会等の承認なしに委員会等の名称を使い、委員会等の意見を公表してはならない。

（品位の保持）

第4条 委員等は、強い責任感をもって、その名誉を汚す行為を慎まなくてはならない。